

# 事業所各位

平成 30年 9月 7日  
久万田社会保険労務士事務所  
〒780-0033 高知市西秦泉寺377-1  
電話088-803-5353

**高知県の最低賃金が  
H30年10月5日から  
762円になります。**



都道府県名	最低賃金時間額【円】	( 発効年月日 )
<b>高 知</b>	<b>762</b> ← ( 737 )	( 平成30年10月5日 )
徳 島	766← ( 740 )	( 平成30年10月1日 )
香 川	792← ( 766 )	( 平成30年10月1日 )
愛 媛	764← ( 739 )	( 平成30年10月1日 )
岡 山	807← ( 781 )	( 平成30年10月3日 )
広 島	844← ( 818 )	( 平成30年10月1日 )
大 阪	936← ( 909 )	( 平成30年10月1日 )
東 京	985← ( 958 )	( 平成30年10月1日 )

←10月5日以降の労働分に適用されますので、  
給与計算の時にご注意ください。

※ 括弧書きは、平成29年度地域別最低賃金額